

## 群馬県農業再生協議会事務処理規程

平成16年	3月24日	制定
平成29年	3月27日	改定
平成21年12月	24日	改定
平成22年	3月29日	改定
平成22年	4月1日	改定
平成23年	4月1日	改定
平成25年	3月18日	改定
平成26年	3月18日	改定
平成27年	2月3日	改定
平成28年12月	21日	改定
平成30年	4月25日	改定
令和2年	4月30日	改定
令和3年	2月1日	改定
令和5年	4月19日	改定

### (目的)

第1条 この規程は、群馬県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正、かつ、能率的に行うことを目的とする。

#### (事務処理の原則)

第2条 県協議会の事務処理に当たっては、迅速と正確を期し、かつ、緊密を重んじ、常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

#### (事務処理体制)

第3条 県協議会の事務処理は、次の各号に掲げる事務の区分ごとに行うものとし、責任者は事務局長とする。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業の実施に係る事務。
- (2) 集落営農の法人化・担い手の育成、農地利用の効率化に係る事務。
- (3) 地域協議会の運営・指導に係る事務。
- (4) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務に係る事務。
- (8) その他協議会運営に係る事務。

#### (雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度に執行する平成18年対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお、従前の例により取り扱うものとする。
- 3 この規程の変更は、平成19年4月1日より適用する。
- 4 この規程の変更は、平成21年12月24日から適用する。
- 5 この規程の変更は、平成22年4月1日から適用する。

- 6 平成 21 年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田農業活用対策、及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。
- 7 この規程の変更は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 この規程の変更は、平成 25 年 3 月 18 日から適用する。(ただし、経営所得安定対策に関する事項は、平成 25 年度予算成立後から効果予定)
- 9 この規程の変更は、平成 26 年 3 月 18 日から適用する。
- 10 この規程の変更は、平成 27 年 2 月 3 日より適用する。
- 11 この規程の変更は、平成 28 年 3 月 29 日から適用する。
- 12 この規程の変更は、平成 28 年 12 月 21 日から適用する。
- 13 この規程の変更は、平成 30 年 4 月 25 日から適用する。
- 14 この規程の変更は、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。
- 15 この規程の変更は、令和 3 年 2 月 1 日から適用する。
- 16 この規程の変更は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。